

## 第6章 入学者選抜等

### 1 入学者受入

#### (1) アドミッション・ポリシーの設定・公表

当専攻は、教育の理念及び目的に照らして、以下のとおり、アドミッション・ポリシーを設定し、公式ウェブサイト上で公表している。

(URL: <http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/admin/mokuteki.html>)

「筑波大学大学院（ビジネス科学研究科企業法学専攻）におけるこれまでの社会人教育の経験から、多くの社会人が法曹資格を取得できる機会を強く求めていることを実感しています。働きながら良質の法学教育を受けて法曹資格を取得できるならば、キャリア転換を目指すであろう社会人は、今後ますます増加することが予想されます。当専攻は、多様なキャリアをもった法曹人の養成、そして社会人のキャリア転換志望という社会的需要に応えることで、大学院における社会人教育に先鞭をつけてきた筑波大学としての社会的責務を果たしたいと思えます。

筑波大学法科大学院は、多くの方がチャンスを得られるように、多様で公正な選抜方法によって、高い資質を有し、志高く、熱意ある社会人を迎えたいと思えます。そして、高い研究・教育能力を備えた教員がより一層切磋琢磨して、少人数教育で良質な授業を行い、善き法曹人の養成を目指します。」

「上記の教育理念及び目的を前提に、以下のような学生を受け入れることを基本方針とします。

社会人としての実務経験等を有する者であって、法的な問題を発見し、理論的に分析する能力を獲得することによって、将来、すでに獲得した知識・経験・技能と法的な知識・技能とを結びつけて、リーガル・サービスを提供しようと希望する者。」

上記のアドミッション・ポリシー及び入学志願者に必要な情報については、公式ウェブサイト上で公表しているほか、社会人学生募集要項、大学院説明会（ただし、令和2年及び3年は新型コロナウイルス感染症対策のため中止し、大学院の説明動画を大学院ウェブサイト内にアップロードした上、個別質問についてはオンラインでの個別質問会を開催した。以上は次表のとおり）等で広く明示して公表している。とくに入学試験説明動画やオンライン個別質問会については、募集要項だけではわからない本法科大学院の実情を知ることができるかと参加者には好評である。そして、入学者選抜における公平性、開放性及び多様性は、当専攻のアドミッション・ポリシー自体の中にすでに内在して確保されている。当専攻の入試委員会が、方針を作成し（Plan）、実施し（Do）、点検し（Check）、見直し（Act）を行うという、いわゆる PDCA サイクルを、入試業務におい

でも継続的に運用してきたことにより、法科大学院の理念である「公平性、開放性、多様性」が、当専攻の入試業務において実現されている。

表1 大学院説明会・オンライン個別質問会の開催状況

開催日	曜	時間	場所	参加者数
平成29年4月16日	日曜日	13:00～ 16:30	本学東京キャンパス 134講義室	61名
平成29年7月2日	日曜日	13:00～ 16:30	本学東京キャンパス 134講義室	53名
平成30年5月13日	日曜日	13:00～1 6:30	本学東京キャンパス 134講義室	88名
平成30年7月1日	日曜日	13:00～1 6:30	本学東京キャンパス 134講義室	55名
令和1年5月12日	日曜日	13:00～1 6:30	本学東京キャンパス 134講義室	65名
令和1年7月7日	日曜日	13:00～1 6:30	本学東京キャンパス 134講義室	81名
令和2年7月5日	日曜日	14:00～1 7:00	オンライン個別質問会	10名
令和3年6月13日	日曜日	13:00～1 5:30	オンライン個別質問会	8名
令和3年7月4日	日曜日	13:00～1 4:30	オンライン個別質問会	3名

※令和2年及び3年は大学院説明会に代えて大学院ウェブサイト内アップした動画にて入試要領、教務、施設を説明。

## (2) 入学者受入に係る業務を行うための入試委員会

入学者受け入れに係る業務を行うために、当専攻には「入試委員会」が設けられ、入学者選抜に係わる業務全体を担当している。入試委員会は、当専攻のアドミッション・ポリシーに従い、入学試験に関する出題委員の選定や入試実施要領の具体的策定、入学者選抜等の作業、これに係わる大学院説明会等の開催（上記のとおり）、その他各種の広報活動等を担当しているが、これら入試に関する重要事項については、当専攻のすべての専任教員から構成される「専攻教育会議」に諮り、そこでの決議を経て決定している。最終合格者等については、人文社会ビジネス科学学術院運営委員会（組織の変更前である令和2年度入学者選抜まではビジネス科学研究科運営委員会）で承認を得ることになるが、その際には専攻教育会議の決定が尊重される運用がなされている。

(3) 入学者選抜における公平性及び開放性の確保

(a) 入学者選抜における当専攻の募集要項の概要は、次のとおりである。

① 募集人員：36名

法学未修者コース（標準修業年限3年） 26名程度

法学既修者コース（標準修業年限2年） 10名程度

② 出願資格は、学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者のほか一定の学歴を有する者（学歴要件）などで、現在社会人である者又は社会人経験を有する者（職歴要件）である。なお、職歴要件である「現在社会人である者又は社会人経験を有する者」とは、フルタイムで働く被用者である者・被用者であった者又は一定の資格（弁理士、税理士、公認会計士など）に基づいて事務所を営んでいる者・営んでいた者、あるいは自営業を営んでいる者・営んでいた者などを指す。

上記の学歴要件及び職歴要件のいずれか、又は両方の要件を満たさない者は、当専攻において出願資格審査を行い、学歴要件については、日本国内の4年制大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者かどうか、また、職歴要件については、上記「社会人」に準じる者かどうか、例えば、アルバイト・パートタイムで働く被用者の場合には労働実態があるかどうか等を厳格に審査したうえで、出願資格を付与している。なお、新卒で入学時に社会人となる見込みの者についても、「社会人に準じる者」として審査を経た上で出願資格を付与している。

③ 選抜試験方法

入学候補者の選抜試験の方法は、以下のとおり、法科大学院全国統一適性試験（以下「適性試験」という。）の廃止により、平成29年度入学者選抜までと平成30年度入学者選抜以降で異なる。

I 平成29年度入学者までの選抜試験方法

i 第1段階選抜：書類審査

出願書類審査により、適性試験の点数による選抜約80%、適性試験の点数と提出書類の総合評価による選抜を約20%として選抜した。この総合評価による選抜は、入学候補者の適性試験の成績のほかに、出願の提出書類に記載された「大学学部での成績」、「顕著な語学資格」、「各種資格」、「志願者の社会人経験と本学・法曹志望理由との関係」などを総合評価して選抜するものである。

ii 第2段階選抜1次試験：筆記試験（第1段階選抜合格者のみ）

法学未修者コースについては、筆記試験（論文）の点数と適性試験の点数の比率を『2対1』として第2段階選抜1次試験の合格者を決定した。なお、筆記試験は、2題出題し、読解力、論理的思考力、分析力、論述能力を試す問題を出題し、法律の専門知識を問うことはしていない。

法学既修者コースについては、筆記試験（法律科目論文試験）の点数と適性

試験のスコア（総合得点）の比率を『3対1』とした評価により第2段階選抜1次試験の合格者を決定した。なお、筆記試験は公法、民事法、刑事法の各分野について、専門知識を前提とした問題分析力、思考力、論述能力を問う問題を出題している。

- iii 第2段階選抜2次試験：口述試験（第2段階選抜1次試験合格者のみ）  
いずれのコースについても、口述試験の評価と第2段階選抜1次試験の評価を総合的に考慮して合否（最終合格者）を決定している。

## II 平成30年度入学者以降の選抜試験方法

### i 第1次試験：筆記試験

法学未修者コースについては、筆記試験（論文）の点数により第1次試験の合格者を決定した。なお、筆記試験は、2題出題し、読解力、論理的思考力、分析力、論述能力を試す問題を出題し、法律の専門知識を問うことはしていない。

法学既修者コースについては、筆記試験（法律科目論文試験）の点数により第2次試験の合格者を決定した。なお、筆記試験は公法（憲法）、民事法（民法・民事訴訟法）、刑事法（刑法・刑事訴訟法）の各分野について、専門知識を前提とした問題分析力、思考力、論述能力等を問う問題を出題している。

### ii 第2次試験：口述試験・書類審査（第1次試験合格者のみ）

口述試験は、いずれのコースも、設題に基づく問答等を含む個別面談により、法曹になるための資質、高い志、熱意について評価している。

書類審査は、いずれのコースも、出願の提出書類に記載された「大学学部での成績」、「顕著な語学資格」、「各種資格」、「本学で学び、法曹になろうとすることへの抱負」、「入学後の学修時間の確保および学修継続の意志」を総合評価している。

筆記試験、口述試験、書類審査の評価配分については、法学未修者コースは4:1:1、法学既修者コースは、4.5:1:1とし、これを総合的に評価して合否（最終合格者）を決定している。

## (b) 当専攻の社会的使命とアドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜方式

当専攻の入学者選抜は、上記の出願資格や入学者選抜試験の内容から明らかなとおり、多様なキャリアを有する法曹人の養成という社会的要請に応えることを目的とし、実務経験等を有する社会人を広く受け入れることを当専攻のアドミッション・ポリシーとしており、このポリシーに基づき公平性と開放性を確保しつつ、入学者選抜を実施している。

(c) 入学者選抜における公平性及び開放性の確保

① これまでの入学者選抜試験結果の概要

当専攻の入学者選抜試験結果の概要及び合格者の内訳は以下諸表のとおりである。

表 2-1 志願者数・合格者数・入学者数

入学年度	H29	H30	H31	R2	R3	R4
定員 (a)	36	36	36	36	36	36
志願者数 (b)	123	114	170	144	145	201
志願倍率 (b/a)	3.4	3.1	4.7	4.0	4.0	5.5
合格者数 (c)	45	45	48	46	43	40
入学者数 (d)	35	37	35	42	39	35
定員充足率(%) (d/a)	97	102	97	116	108	97

表 2 - 2 入学年度別詳細

平成 3 1 年度入学者

入学者数		平均年齢 (R3. 4. 1 現在)	出身学部別		職種別		
			法学部	非法学部	会社員	公務員 等	その 他
法学未修者コース	26	約 45 歳	12	23	26	8	1
法学既修者コース	9						

令和 2 年度入学者

入学者数		平均年齢 (R3. 4. 1 現在)	出身学部別		職種別		
			法学部	非法学部	会社員	公務員 等	その 他
法学未修者コース	35	約 44 歳	12	30	27	11	4
法学既修者コース	7						

令和 3 年度入学者

入学者数		平均年齢 (R3. 4. 1 現在)	出身学部別		職種別		
			法学部	非法学部	会社員	公務員 等	その 他
法学未修者コース	30	約 42 歳	19	20	29	8	2
法学既修者コース	9						

表 2-3 合格者内訳

2-3-1 性別・平均年齢

入学年度	性別		平均年齢 (当該入学時現在)
	男	女	
H29	32名 (71%)	13名 (29%)	約 40 歳
H30	31名 (69%)	14名 (31%)	約 38 歳
H31	33名 (69%)	15名 (31%)	約 43 歳
R2	35名 (76%)	11名 (24%)	約 43 歳
R3	31名 (72%)	12名 (28%)	約 42 歳

2-3-2 職種

入学年度	職種						
	会社員	公務員 (※1)	医師	司法 書士	教員	弁理士	その他 (※2)
H29	33名 (73.3%)	9名 (20.0%)	—	—	2名 (4.4%)	—	1名 (2.2%)
H30	31名 (68.9%)	7名 (15.5%)	1名 (2.2%)	1名 (2.2%)	—	3名 (6.6%)	2名 (4.4%)
H31	36名 (75.0%)	6名 (12.5%)	2名 (4.1%)	1名 (2.1%)	1名 (2.1%)	—	2名 (4.1%)
R2	28名 (60.8%)	8名 (17.4%)	2名 (4.3%)	—	3名 (6.5%)	—	5名 (10.9%)
R3	31名 (72.1%)	6名 (14.0%)	3名 (6.9%)	1名 (2.3%)	—	—	2名 (4.6%)

※1 団体職員等を含む。

※2 社会人であった者等

② 公平性及び開放性の確保

前述のとおり、入学者選抜における公平性、開放性は、当専攻の基本目的を前提としたアドミッション・ポリシー自体の中にすでに内在して確保されているものであるが、そのことは、入学選抜試験の実施結果による合格者の内訳にも、如実に現れてい

る。すなわち、例年、合格者の90%以上は、現役の会社員、公務員、医師、教員、弁理士等の社会人であり、多様な職種にわたっており、また、出身大学も、各年度を通じて早稲田大学、中央大学、慶應義塾大学、東京大学などの比率がやや高いものの、これは同大学からの志願者数が他校に比べて多いことによるものであって、全体として広い範囲の大学にわたっている。入学者に占める自校（筑波大学）出身者は、優先枠を設ける等の何らの優遇措置をとっていないこともあり、各年度の入学者に占める本学出身率は下表3が示すとおり、ごく少数にとどまっている。また、法学部以外の学部出身者の全体に占める割合は表4のとおりであり、未修者の法科大学院離れが言われる中で、常に半数前後を占めている。

当専攻では、入学者に対して法科大学院への寄付等の募集は、一切行っていない。

身体に障害のある者の受験機会の確保について、筑波大学は全学を挙げて、通訳・介助者によるサポート体制やこれに伴う予算措置などの組織的対応を行っており、この分野では全国的に高い評価を得ている。

表3 入学者のうち本学出身者の占める率

入学年度	H29	H30	H31	R2	R3
入学者のうち本学出身者の占める率 (%)	0	5	3	5	0

表4 法学部以外の学部の出身者及び社会人入学者の人数・割合

入学年度	法学部以外の学部の出身者	割合（全国）	社会人入学者数	割合（全国）
H31	23	65.7%(18.5%)	35	100%(23.9%)
R2	30	71.4%(15.8%)	42	100%(19.4%)
R3	20	51.2%(14.0%)	39	100%(17.5%)

(4) 入学者選抜における入学者の適性及び能力等の適確かつ客観的な評価

(a) 平成29年度入学者選抜まで

i 適性試験の成績と社会人のキャリア等も考慮した第1段階選抜（書類審査）

当専攻の第1段階選抜（書類審査）においては、前述のとおり、合格者の約80%を適性試験の結果を用いて選抜し、合格者の約20%は、適性試験の点数と提出書類の総合評価によって選抜していたが、後者の約20%の選抜において、前述のとおり、提出書類に記載された大学学部での成績、顕著な語学資格や各種資格などを評価して適性試験との総合評価によって選抜を行ってきた。

ii 筆記試験（論文）及び口述試験による第2段階選抜

入学者選抜における第2段階選抜において、筆記試験（論文）と口述試験を実施

し、前者の論文試験について、法学未修者コースでは、受験生の読解力、論理的思考力、分析力、論述能力を適確に評価できる問題を、法学既修者コースでは、公法、民事法、刑事法の各分野について、専門知識を前提とした問題分析力、思考力、論述能力を評価できる問題を出題して実施し、後者の口述試験において2名の教員による個別面接によって、主に法曹人になるための資質、高い志、熱意等を評価してきた。

### iii 選抜方式における適確性、客観性の確保

第1段階選抜（書類審査）における適性試験のみによる選抜と書類審査との総合評価による選抜の選抜比率（約80%と約20%）、第2段階選抜1次試験（筆記試験）における法学未修者コースについては筆記試験と適性試験の評価比率（2対1）、法学既修者コースについては筆記試験と適性試験の評価比率（3対1）などを事前に公表し、あるいは、筆記試験における各問題の配点を平成18年度以降は試験問題上で明記するなどして、適確かつ客観的に評価する方策を講じてきた。

入学者選抜過程の公正さを確保するため、直接志願者と面談する口述試験において、面接を担当する教員が、受験生と3親等内の親族関係にある場合、あるいは受験生となんらかの関係を有する場合には、当該受験生の口述試験を回避することを、「専攻教育会議」の申し合わせ事項として確認してきた。

なお、法科大学院への入学者の質の保証を担保するために、適性試験の総受験者の下位から一定割合の人数を目安として入学最低基準点を設定することについて議論がなされ、下位から15%未満の点数を最低基準点とするとの提案がなされていたが、当専攻においては、これまでの入学者選抜において、第1段階選抜（書類審査）における適性試験のみによる選抜と書類審査との総合評価による選抜の合格者はいずれも、適性試験総受験者の下位から15%を超える点数（スコア）を取得していた。

## (b) 平成30年度入学者選抜以降

### i 筆記試験（論文）による第1次試験

入学者選抜における第1次試験において、筆記試験（論文）を実施し、法学未修者コースでは、受験生の読解力、論理的思考力、分析力、論述能力を適確に評価できる問題を、法学既修者コースでは、公法、民事法、刑事法の各分野について、専門知識を前提とした問題分析力、思考力、論述能力等を評価できる問題を出題して選抜している。

### ii 口述試験及び書類審査による第2次試験

入学者選抜における第2次試験において、口述試験と書類審査を実施し、前者の口述試験において2名の教員による個別面接によって、主に法曹人になるための資質、高い志、熱意等を評価している。

後者の書類審査においては、前述のとおり、提出書類に記載された大学学部での成績、顕著な語学資格や各種資格などを総合評価している。

### iii 選抜方式における適確性、客観性の確保

法学未修者コース及び法学既修者コースとも、募集要項等において、筆記試験、口述試験、書類審査の評価配分（法学未修者コースは4:1:1、法学既修者コースは、4.5:1:1）並びに法学既修者コースの筆記試験における各分野の配点割合（公法2：民事系4：刑事系3）と各分野内の科目の配点割合（公法は〔憲法2〕、民事系は〔民法3：民事訴訟法1〕、刑事系は〔刑法2：刑事訴訟法1〕）について事前に公表している。また、いずれのコースも、筆記試験における各問題の配点を試験問題上で明記するなどして、適確かつ客観的に評価する方策を講じている。さらに、法学既修者コースの筆記試験においては、科目ごとの能力を的確に評価するために、1つの科目でも最低基準点（得点が配点の20%）に満たない場合は、合計得点に関係なく不合格としている。

入学者選抜過程の公正さを確保するため、直接志願者と面談する口述試験において、面接を担当する教員が、受験生と3親等内の親族関係にある場合、あるいは受験生となんらかの関係を有する場合には、当該受験生の口述試験を回避することを、「専攻教育会議」の申し合わせ事項として確認している点については、上記(a)と同様である。

### (5) 入学者選抜における多様性の確保：本学の法科大学院としての特性と「社会人」の定義づけ

当専攻は、社会人を対象とした夜間法科大学院であり、そのような法科大学院としての特性から、当専攻の出願資格において、多様な知識又は経験を有する「社会人」であることを原則的に求めている。「社会人」とは、前述のとおり、フルタイムで働く被用者である者・被用者であった者又は一定の資格（弁理士、税理士、公認会計士など）に基づいて事務所を営んでいる者・営んでいた者、あるいは自営業を営んでいる者・営んでいた者を指しており、この定義付けについては、毎年度、募集要項やウェブサイト等において公表している。この「社会人」の定義自体に「多様な知識又は経験を有する」という多様性が含まれているが、加えて、顕著な語学資格や各種資格等を評価対象とすることにより、その幅を拡げている。なお、大学等の在学生についても、当専攻入学時に社会人となる見込みの者は、社会人に準ずるものとして出願資格を付与しているが、前述の入学者選抜のなかで、社会人と同様、「多様な知識又は経験を有する者」として、学業成績のほか、顕著な語学資格や各種資格等、また在学時の社会的活動の経験等を求めている。

## 2 収容定員と在籍者数

### (1) 当専攻の収容定員と在籍者の実状

平成22年度から入学定員が36名になったことにより、平成24年度以降の収容定員は108名となった。収容定員に対する在籍者数の比率は下表5のとおりである。令和3年

度の在籍者数は、1年次 53 名、2年次 36 名、3年次 37 名の総数 126 名となっている。

表 5

年 度	H29	H30	H31	R2	R3
在籍者数／収容定員 (%)	109	105	106	111	117

このように在籍者数が収容定員を上回る状況にある理由は、主として、開学当初から有していた事情であるが、有職の夜間社会人大学院生に特有の事情、すなわち、職務上の理由から長期履修制度を利用する者が常時一定数存在するため、法学未修者コースでいえば標準修業年限の3年を超えて（最短でも4年）在学するケースが少なくないことに加え、在籍中に勤務先から海外赴任や配置転換を命じられる等の勤務上の都合から休学する者が多いという事情による。後者に関しては、職務命令等を理由とする休学はこれを認めざるを得ないものであり、また、休学・復学に際しては、必ず当該学生担任の専任教員が面接指導を通じて学生の事情を把握し、休学すべき事情があるか否かを確認し、学修指導を行っている（本学では、休学を希望する学生は必ず事前に教員と面談しなくてはならない。いったん設定した休学期間を超えて休学期間を延長する場合も同様に教員と面談しなくてはならない。）。

また、平成26年度より再入学制度（職務上理由等就学を困難ならしめる要因を抱えた学生がいったん退学した後、書面判断および面接を通じ、就学可能性と勉学意欲等を確認できれば再入学を認める制度）を導入した。これにより、再入学の可能性を残した上で、いったん退学するという途もあることを、職務上理由による休学を考えている学生に対して面談時に教員側から示すことを通じ、就学困難な状況にあるにもかかわらず在籍者として滞留し続ける者の数の減少に、引き続き努めている。

表 6

年度	H29	H30	H31	R2	R3	R4
再入学者数	1	0	0	1	0	1

なお、平日夜間及び土曜日開講といった当専攻の特性をウェブサイトや大学院説明会等で説明し、また入学者選抜においては、口述試験の段階で、平日夜間及び土曜日の通学の可能性について必ず質問するようにしている。

なお、入試合格者数の決定に当たっては、在籍中の学生に休学者が多いことも考慮しつつ、いずれの授業科目についても、同時に授業を行う学生数は、適切な規模に維持されるよう努めている。

## (2) 入学者選抜における合格者数決定の実状等

当専攻は、毎年、入学者選抜において、所定の入学定員や追加合格候補者数と乖離し

ないように、前年度の合格者の歩留まり比率等を斟酌して、適宜合格者数の見直しを行っており、その結果が、収容定員とほぼ合致した在籍者数となっている。今後も、このバランスが維持できるように、毎年度、在籍者数と前年度の合格者の歩留まり状況等を踏まえて、適宜、入学者選抜における合格者数の見直しを行っていく所存である。

### (3) 入学者選抜の改善への取組

当専攻においては、教育の質の向上をはかるため、それまで40名であった入学定員を平成22年度から36名に減員した。令和3年度の在籍者数は126名であり収容定員(108名)を上回っていること、また、過去5年間の入学者選抜における志願倍率は表2-1の示すとおり3倍から5倍で推移しており、少なくとも今のところ、これ以上の減員等の定員見直しを行う必要性は見出しがたい状況である。

そして、平成27年度入学者選抜より法学既修者コースを設けてこれが実施されており、より多様かつ質の高い入学者を確保するための取組が行われている。

入学者選抜の実施方法については、各年度の入学者選抜試験実施後に入試委員が中心となり、選抜の改善への取組を行っている。改善結果については、必要な事項は次年度の募集要項に記載するなど入学志望者に周知している。

#### [特長]

- ・当専攻の入学者の内訳(平均年齢、職種、出身学部)から明らかなどおり、入学者はすべて社会人経験を有する者であり、その職種は、会社員、国家・地方公務員、医師、教員、弁理士等多岐にわたっている。さらに、入学者全体に占める法学部以外の学部出身者の割合は、多くの年度において、法学部出身者の割合を上回っている。このように当専攻は夜間社会人法科大学院としてのアドミッション・ポリシーを忠実に実践している。
- ・上掲入学者データは、社会人に特化した法科大学院としての当専攻の位置付けにふさわしいものとなっている。質、量ともに、国立大学法人唯一の夜間社会人法科大学院の趣旨に合致した、多様な志願者・在籍者を得ることができている。
- ・入学者選抜を、筆記試験(論文)、口述試験、書類審査の3つの評価を総合的に考慮し、きめ細かく行うことにより、多様で夜間社会人法科大学院の趣旨を理解した院生を得ることに成功している。

#### [課題]

- ・なし